

長与町告示第19号

長与町マイナンバーカード窓口業務等委託について
令和7年3月23日

長与町長 吉田 慎



マイナンバーカード窓口業務等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び長与町財務規則（平成17年規則第5号）第91条第1項の規定により、次のとおり公告する。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 長与町マイナンバーカード窓口業務等委託（第2期）
- (2) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務場所 長与町庁
- (4) 契約期間 令和8年5月1日から令和8年11月30日

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る長与町長より競争参加資格があることが確認された旨の競争入札参加資格確認通知（様式1）を受けていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年要領第4号）第3条及び第4条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 所在地における国税（法人にあつては法人税をいい、個人にあつては所得税をいう。）、道府県税及び都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。
- (7) 入札参加資格の申請に際し、長与町が求めた個別添付書類が提出済であること。
- (8) 長崎県内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(9) 業務の遂行に当たっては、責任を自覚し、関係法令等を遵守するとともに、細心の注意を払うこと。また、この業務により知り得た情報の一切を漏洩してはならず、業務委託終了後や退職後においても同様とするものとする。

3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

(1) 配布期間 公告日から令和8年4月7日(火)まで。

(2) 受付期間 公告日から令和8年4月7日(火)まで。

(3) 取得場所 長与町役場1階 住民環境課

又は、長与町ホームページからダウンロードしてください。

4. 暴力団等排除について

長与町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

5. 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア 提出期間 令和8年3月25日(水)から令和8年4月7日(火)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00まで。

イ 提出場所 「18. 書類提出先、問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送(「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る)による。郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

所定の競争入札参加資格審査申請書(様式2)に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア 地方公共団体とマイナンバーカード申請交付関連業務について契約したことがあり、当該契約書の写しで業務内容が確認できるもの。(仕様書「7.業務体制」を確立できること。)

(3) 申請書類に基づく審査結果は、令和8年4月10日(金)までに競争入札参加資格確認通知書により通知する。郵送通知(電話もしくは電子メール併用)

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

6. 仕様書等に対する質問

(1) 質問期間 令和8年3月25日(水)9時00分から、

令和8年4月7日(火)17時00分まで。

(2) 質問方法 質問事項を指定の質問書(様式3)に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

長与町役場住民環境課：jumin@nagayo.jp

(3) 質問回答 令和8年4月9日(木) 17時00分までに競争入札参加資格が確認取れた者へメールで回答。

7. 入札説明会 実施しない

8. 入札書の記載

(1) 入札書(様式4)に記載する金額は、契約期間における総価を入札金額とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 入札に関する事項

(1) 郵送による入札とする。入札書の提出は、「18. 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、次に示す日を配達日とした配達日指定郵便で郵送すること。

ア 配達指定日 令和8年4月16日(木)

※注意 配達日指定郵便は原則として、差出日の翌々日から起算して10日以内です。指定日の3日前までには、郵便局に差し出して下さい。

(2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。

(3) 入札者は、入札書の記載事項(首標金額を除く。)について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

(4) 入札者は、業務に係る、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

(5) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(7) 入札回数は、1回とする。

(8) 二重封筒により郵送するものとし、入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するものについては、「【別紙】入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するもの」を参照のこと。

(9) 競争入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日17時00分までに入札辞退届(様式6)を「18. 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。

10. 開札に関する事項

(1) 開札日時及び場所

ア 開札日時 令和8年4月17日(金) 10時00分

イ 開札場所 長与町役場2階第2会議室

(2) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。ただし、1業者1名とする。

(3) 立会いを希望するものは、開札日前日までに「18. 書類提出先、問合せ先」に連絡すること。

(4) 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせ、最低立会い者を2名とする。

1 1. 入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が談合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 「9. 入札に関する事項」に指定する以外の郵送方法によるもの
- (9) 指定配達日以外の日に到着したもの
- (10) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

1 2. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

なお、落札候補者は、入札額の基礎となる料金等の総額を記載した入札内訳書を、発注者が別に指定する日までに提出すること。

提出された入札内訳書を審査（以下「事後審査」という。）し、条件を満たしていることが認められた場合、落札者とする。

- (2) 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者を落札候補者とし、事後審査を行うものとする。以降、同じ。

1 3. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から7日以内にこれを長与町長に提出しなければならない。

- (1) 落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを2部作成する。
- (2) 「契約書」は、町、契約の相手方各1部を所持する。

1 4. 前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

1 5. 委託料の支払方法等

- (1) 受注者は毎月の業務終了後、翌月の10日までに業務完了報告書を提出し、発注者による確認後、当月の委託料を記載した請求書を発注者に提出し、検収を受けること。
- (2) 発注者は業務委託料を按分し、月払によって支払うものとする。なお、業務委託料の按分内容については、契約時に協議して決定する。

1 6. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17. その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (7) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (8) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力すること。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (11) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。

18. 書類提出先、問合せ先

長与町役場 住民福祉部 住民環境課 (長与町役場 1階)

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話 095-801-5825 (直通)

FAX 095-883-1591

E-MAIL jumin@nagayo.jp

※ 住民環境課での書類等の取得、問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分までとする。